

学さんの遺言書

遺言書

①

遺言者 鈴木学は、次のとおり遺言する。

1. 遺言者は、妻鈴木恵(平成元年6月1日生)に次の財産を相続させる。

②

③

・遺言者名義の預貯金

① わんわん銀行 東京支店 普通預金 1234567

② にこにこ銀行 東京支店 定期預金 5555555

2. 本遺言書に記載なき遺言者の財産のすべてを妻鈴木恵に相続させる。

3. 遺言執行者として、妻鈴木恵を指定する。

④

4. 付言事項

妻恵には本当に支えてもらいました。恵が安心して生活できるように、遺言書を書きました。父さん母さん、どうか理解してください。

令和〇年12月3日

⑤

東京都板橋区甲町一丁目2番地3

遺言者 鈴木学(昭和〇年12月20日生) 印

⑤

ここをチェック!

- ① 最初に「遺言書」と記載します。
- ② 相続人の生年月日も記入しましょう。
- ③ 「相続させる」と明記し、「渡す」「譲る」などの表現は避けましょう。
- ④ 遺言を実行する「遺言執行者」を指定したほうがよいでしょう(法律家など第三者を立てることも可能)。
- ⑤ 作成の日付と印鑑がないと、無効です。日付は正確に記入し「吉日」はNGです。印鑑は認印でも構いませんが、実印がベストです。

恵さんの遺言書

遺言書

遺言者 鈴木恵は、次のとおり遺言する。

1. 遺言者は、夫鈴木学(昭和〇年12月20日生)に次の財産を

相続させる。

・遺言者名義の預貯金

わんわん銀行 東京支店 普通預金 2345678

2. 本遺言書に記載なき遺言者の財産のすべてを夫鈴木学に相続させる。

3. 遺言執行者として、夫鈴木学を指定する。

4. 付言事項

学さん、いつもありがとうございます。感謝しています。

令和〇年12月3日

東京都板橋区甲町一丁目2番地3

遺言者 鈴木恵(平成元年6月1日生) 印

応用編 ここもチェック!

- 学さんが亡くなったときに学さんの両親と祖父母がすでに他界していたら、妻の恵さんと、学さんの兄が相続人になります。
- 相続人の他界により、次の相続人がどんどん遠い親戚になってしまうことも。煩雑さを避けるためにも、遺言書の準備がお勧めです。
- 学さんの死後、恵さんが相続したとして、さらに恵さんが亡くなったときは「2回目の相続」が発生します。2回目の相続も念頭に置き、状況にあわせて遺言書を書き換える必要があります。